

森林経営計画制度の運営について

昭和 56 年 7 月 1 日 56 林野計第 227 号
林野庁長官から各都道府県知事あて
最終改正
[令和 2 年 12 月 24 日 2 林政政第 487 号]

森林施業計画制度の運営については、森林施業計画制度運営要領（昭和 43 年 8 月 16 日付け 43 林野計第 302 号林野庁長官通達）等により通知しているところであるが、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の規定による森林計画特別控除制度及び計画伐採に係る相続税の延納等の特例制度等に関する取扱いにつき、下記のとおり定めたので、遺憾のないようされたい。

おって、貴管下市町村その他関係者への周知方よろしく願いたい。

記

1 森林計画特別控除制度の適用について

租税特別措置法第 30 条の 2 の規定に基づく森林計画特別控除制度（以下「特別控除制度」という。）の適用にあたって、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 16 条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第 47 号）第 10 条第 3 項の規定による森林経営計画（森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 39 条第 2 項第 2 号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（当該特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限る。）を除く。以下 1 において同じ。）の認定の取消しがあった場合には、当該計画に係る森林計画特別控除を遡及して不適用とし、市町村の長又は都道府県知事が認定の取消しを行った場合には、その旨を当該認定森林所有者（当該認定を受けた者が当該森林経営計画の対象とする森林の森林所有者以外の者である場合にあっては、当該森林所有者。以下同じ。）の住所地の所轄税務署長へ通知することとなっているので、次の事項に留意すること。

(1) 計画の遵守等についての指導の強化

森林経営計画の認定の取消しは、計画の遵守等制度の実効性を確保するための措置として設けられたものであり、本制度の運営に当たっては取消しの事態が発生することのないよう計画の遵守等についての指導に万全を期す必要がある。このため、認定森林所有者等に対する指導等を通じて特別控除制度の内容を十分知らしめるとともに、本制度の趣旨、計画の遵守、伐採等の届出等の義務の内容、認定取消し措置の内容等について周知徹底を図ること。

(2) 認定の取消し

認定の取消しについては、森林法第 16 条各号に該当する場合に行うことができることとされているが、これらに該当する事態が発生したことをもってただちに認定の取消処分を行うのではなく、その事態の内容、当該認定を受けた者の事業等を十分把握して計画的施業の推進が図られるよう必要な行政指導をあらかじめ行った上、なおその効果がないと判断される場合には、厳正に認定の取消処分を行うこと。

(3) 税務署長への通知

認定の取消しを行った場合における租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 93 号）第 19 条の 7 第 3 項の規定に基づく市町村長又は都道府県知事の行う税務署長に対する通知は、別紙 1 の様式によること。

2 計画伐採に係る相続税の延納等の特例制度について

租税特別措置法第 70 条の 8 の 2 の規定に基づく計画伐採に係る相続税延納等の特例（以下「相続税の延納等の特例」という。）の適用については、市町村の長又は都道府県知事は、相続税の延納等の特例を受けている者に対して、森林法第 16 条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定により森林経営計画（森林法施行規則第 39 条第 2 項第 2 号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（当該特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限る。）を除き、同規則第 36 条第 1 号に規定する計画的伐採対象森林に係るものに限る。以下同じ。）の認定の取消しを行った場合又は同法第 11 条の規定により継続して森林経営計画の認定を行った場合には、当該認定の取消し又は当該認定を行った旨を当該認定森林所有者の住所地の所轄税務署長へ通知することとなっているので、通知に当たっては次の事項に留意すること。

なお、平成 3 年 3 月 31 日以前に相続税の延納等の特例の許可を受けている者にあつては、従前の扱いとなるので念のため申し添える。

(1) 税務署長への通知

ア 認定の取消しを行った場合の租税特別措置法施行令第 40 条の 9 第 4 項の規定に基づく市町村の長又は都道府県知事の行う税務署長に対する通知は、別紙 1 の様式によること。

イ 認定を行った場合の租税特別措置法施行令第 40 条の 9 第 4 項の規定に基づく市町村の長又は都道府県知事の行う税務署長に対する通知は、別紙 2 の様式によること。

(2) 税務署長への通知を依頼する文書について

認定請求申請者（当該認定請求申請者が当該認定請求に係る森林経営計画の対象とする森林の森林所有者以外の者である場合にあつては、当該森林所有者）が租税特別措置法第 70 条の 8 の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けている場合には、別紙 3 の様式を参考として市町村の長又は都道府県知事に対して税務署長への通知を依頼するよう森林所有者に指導すること。

3 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例について

租税特別措置法第 69 条の 5 の規定に基づく特定計画山林に係る相続税の課税価格の計算の特例の特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林に対する適用については、同条第 2 項第 1 号及び同条第 10 項並びに租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 23 条の 2 の 2 第 11 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき本特例の適用を受けようとする者（以下「特例適用者」という。）の相続税の申告書の提出期限（相続の開始があつたことを知った日の翌日から 10 月後の期日をいう。）から 2 月以内に、税務署長に提出することとされている市町村の長又は都道府県知事の証明書は、特例適用者の証明願に応じたものとし、特定森林経営計画対象山林に係るものにあつては別紙 4 の様式に、特定受贈森林経営計画対象山林に係るものにあつては別紙 5 及び別紙 6 の様式に、それぞれよること。その際、市町村の長又は都道府県知事は、当該証明願の申請につき、特例適用者を指導すること。

なお、特定計画山林については、一体として効率的に森林施業を行うこととされるものとして、森林法施行規則第 36 条第 1 号に規定する計画的伐採対象森林であることが求められる。

4 相続税の納税猶予との関係

相続又は遺贈により山林の取得をした者が、当該山林に係る特定計画山林についての相続税の課税価格の計算特例の適用を受ける場合には、当該山林に係る租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定による山林についての相続税の納税猶予の適用はない。

また、租税特別措置法第70条の6の4第1項の適用に係る同項の特例山林（立木に限る。）については、相続税の延納等の特例の対象とすることはできない。

別紙1 森林経営計画認定取消通知書の様式

森林経営計画認定取消通知書

年 月 日

税務署長 殿

市町村長（都道府県知事）

認定番号第 号をもって認定した下記の者が森林所有者である森林に係る森林経営計画について森林法第16条（木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項）の規定に基づき 年 月 日に認定の取消しをしたので租税特別措置法施行令第19条の7第3項（第40条の9第4項）の規定に基づき通知する。

記

- 1 森林所有者の氏名
- 2 森林所有者の住所地

別紙2 森林経営計画認定通知書の様式

森林経営計画認定通知書

年 月 日

税務署長 殿

市町村長（都道府県知事）

年 月 日付け認定番号第 号をもって認定した下記の者が森林所有者である森林に係る森林経営計画（森林法施行規則第39条第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（当該特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限る。）を除き、森林法施行規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林に係るものに限る。）について租税特別措置法施行令第40条の9第4項の規定に基づき通知する。

記

- 1 森林所有者の氏名
- 2 森林所有者の住所地
- 3 森林経営計画の計画期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

別紙3 税務署長への通知を依頼する文書の様式（模範例）

年 月 日

市町村長（都道府県知事） 様

森林所有者

住 所

氏 名

私は、現在租税特別措置法第70条の8の2第1項から第3項までの規定の適用を受けており、今後もこの適用を受けたいので、今回の認定請求に係る森林経営計画が認定されましたら、4月以内に下記の税務署長あてに認定をした旨を通知していただきたくお願い致します。

記

- 1 通知をする税務署名
- 2 通知をする税務署の住所地

別紙4 特定森林経営計画対象山林である特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例に係る森林経営計画の継続等の証明願の様式

年 月 日

市町村長（都道府県知事） 様

申請者住所

氏名

被相続人住所

氏名

相続開始年月日 年 月 日

租税特別措置法第 69 条の 5 の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例を受けたいので、下記について証明願います。

記

1 年 月 日付け認定番号第 号をもって認定された森林経営計画は、※ 年 月 日現在、有効である。

※ 相続税法第 27 条、第 29 条又は第 31 条第 2 項の規定による申告書の提出期限（特定計画山林相続人等が被相続人の相続開始の時から当該提出期限の前までに死亡した場合は、その死亡の日。以下「申告期限」という。）を記載する。

2 上記 1 の森林経営計画対象森林に係る森林経営計画の新認定及び変更認定の状況（上記 1 の※に記載する日まで）は次のとおりである。

	認定請求 年 月 日	認 定 年月日	認定 番号	認定森林 所有者等	経営計画面積 (単位：ha)
相続開始直前の森林 経営計画					
新認定 変更認定	第 1 回 (新・変更)				
	第 2 回 (新・変更)				
上記 1 の※に記載する 日において有効な 計画					

3 上記 1 の森林経営計画対象森林について、相続開始の時から申告期限（上記 1 の※に記載する日）までの間に伐採した立木に係る森林法第 15 条の規定に基づく伐採等の届出は、次のとおり受理した。

所在場所	伐採時期	主間伐別	伐採面積(ha)	届出年月日

(注) 共同の森林経営計画の場合、申請者が所有している森林について記載する。

4 その他参考となるべき事項

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町村長（都道府県知事）

(注) 「4 その他参考となるべき事項」については、次に掲げる場合に、それぞれに定める事項を記載すること。

- 1 相続開始の時から申告期限までの間に森林経営計画の効力が中断した場合
相続開始の時から申告期限までの間に、相続開始時において認定の効力を有していた森林経営計画（以下「旧計画」という。）の終期が到来し、旧計画に引き続いて作成される森林経営計画（以下「新計画」という。）が認定されるまでの間、森林経営計画の効力が中断する場合であっても、特例適用者が森林経営計画に即して引き続き施業を行っていたものとして取り扱われるためには、旧計画の終期以前に新計画の認定請求を行っていることが必要であることから、特例適用者は、相続開始の時から申告期限までの間に旧計画の終期（年月日を記入）が到来したものの、その終期以前に新計画の認定の請求（認定の請求年月日を記入）を行っていた旨を記載すること。
- 2 森林法第13条に規定する森林経営計画の変更に関する通知を受けている場合
特例適用者は、相続開始の時から申告期限までの間において認定の効力を有する森林経営計画について、当該森林経営計画を変更すべき旨の通知（通知された年月日を記入）を受けている旨を記載すること。

別紙5 特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例に係る森林経営計画の継続等の証明願の様式

年 月 日

市町村長（都道府県知事）様

申請者住所

氏名

特定贈与者住所

氏名

特定贈与者からの贈与があった年月日 年 月 日

相続開始年月日 年 月 日

租税特別措置法第69条の5の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例を受けたいので、森林経営計画の認定の状況に関する下記の事項について証明願います。

記

1 年 月 日付け認定番号第 号をもって認定された森林経営計画は、※ 年 月 日から 年 月 日までの間、有効である。

※ 証明願を提出したときに効力を有している森林経営計画の始期から終期までの期間を記入する。

ただし、贈与を受ける直前の森林経営計画に係る証明願にあつては、贈与のあった日から当該森林経営計画に引き続いて作成された森林経営計画の始期の前日までの期間を記入し、相続税法第27条、第29条又は第31条第2項の規定による申告書の提出期限（特定計画山林相続人等が特定贈与者の相続開始の時から当該提出期限の前に死亡した場合は、その死亡の日。以下「申告期限」という。）において有効な森林経営計画に係る証明願にあつては、当該森林経営計画の始期から申告期限までの期間をそれぞれ記入する。

2 上記1の期間における特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の新認定及び変更認定の状況は次のとおりである。

	認定請求 年 月 日	認 定 年月日	認定 番号	認定森林 所有者等	経営計画面積 (単位：ha)
贈与を受ける直前の 森林経営計画					
第1回					

新認定	(新・変更)					
変更認定	第2回 (新・変更)					
申告期限において有効な計画						

- (注) 1 贈与を受ける直前の森林経営計画に係る証明願以外の証明願にあつては、「贈与を受ける直前の森林経営計画」欄に斜線を引くこと。
 2 申告期限において有効な森林経営計画に係る証明願以外の証明願にあつては、「申告期限において有効な森林経営計画」欄に斜線を引くこと。

3 その他参考となるべき事項

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町村長（都道府県知事）

- (注) 1 相続開始年月日については、被相続人に係る相続の開始があつた日以降に提出する証明願において記載すること。
 2 「3 その他参考となるべき事項」については、次に掲げる場合に、それぞれに定める事項を記載すること。
 (1) 森林経営計画の効力が中断すると見込まれる場合
 贈与の時から申告期限までの間に、特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画（以下この項において「旧計画」という。）の終期が到来し、旧計画に引き続いて作成される森林経営計画（以下この項において「新計画」という。）が認定されるまでの間、森林経営計画の効力が中断する場合であっても、特例適用者が森林経営計画に即して引き続き施業を行っていたものとして取り扱われるためには、旧計画の終期以前に新計画の認定請求を行っていることが必要であることから、特例適用者は、証明願に係る旧計画の終期（年月日を記入）以前に新計画の認定の請求（認定の請求年月日を記入）を行っていた旨を記載すること。
 (2) 森林法第13条に規定する森林経営計画の変更に関する通知を受けている場合
 特例適用者は、特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該森林経営計画を変更すべき旨の通知（通知された年月日を記入）を受けている旨を記載すること。

別紙6 特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例に係る森林経営計画の継続等の証明願の様式

年 月 日

市町村長（都道府県知事）様

申請者住所

氏名

特定贈与者住所

氏名

特定贈与者からの贈与があった年月日 年 月 日

相続開始年月日 年 月 日

租税特別措置法第69条の5の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例を受けたいので、伐採等の届出の受理の状況に関する下記の事項について証明願います。

記

特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の対象とする森林について、※年 月 日から 年 月 日までの間に伐採した立木に係る森林法第15条の規定に基づく伐採等の届出は、次のとおり受理した。

所在場所	伐採時期	主間伐別	伐採面積(ha)	届出年月日

※ 森林経営計画の伐採計画による伐採時期の期間とする。

ただし、特定贈与者からの贈与があった年に係る証明願にあつては、その贈与があった日が上記の期間の始期となり、相続税法第27条、第29条又は第31条第2項の規定による申告書の提出期限（特定計画山林相続人等が特定贈与者の相続開始の時から当該提出期限の前に死亡した場合は、その死亡の日。以下「申告期限」という。）を含む年に係る証明願にあつては、申告期限が上記の期間の終期となる。

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町村長（都道府県知事）

- (注) 1 証明願については、上記の※の期間の終期から30日を経過する日以前に提出すること。
- 2 相続開始年月日については、被相続人に係る相続の開始があった日以降に提出する証明願において記載すること。
- 3 共同の森林経営計画の場合、申請者が所有している森林について記載すること。

附 則

- 1 森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第8条の規定により、なお従前の例によるものとされた同法による改正前の森林法（昭和26年法律第249号。以下「旧森林法」という。）第11条第4項（旧森林法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る森林施業計画（以下「森林施業計画」という。）に基づく租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第30条の2第1項に規定する伐採又は譲渡に関する取扱いについては、なお従前の例による。
- 2 森林施業計画が定められている区域内に存する山林に係る相続税に関する取扱いについては、当該森林施業計画の期間中は、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正後の「**森林施業計画制度**の運営について」（昭和56年7月1日付け56林野計第227号林野庁長官通知）の規定は、前項の場合（当該森林施業計画に係る旧森林法第12条第1項に規定する認定森林所有者等が死亡した場合において、当該死亡により開始した相続に係る租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第41条第3項の申告期限までに当該森林施業計画の期間が満了する時に限る。）であって、当該森林所有者等から相続又は遺贈により前項の山林を取得した個人が、当該申告期限までに当該山林に係る租税特別措置法第69条の5第2項第1号に規定する森林経営計画（当該森林施業計画と期間が連続するものに限る。）について同号に規定する市町村等の認定を受けたときにおいて、当該取得をした山林に係る相続税に関する取扱いについて準用する。
- 4 この通知による改正後の「**森林施業計画制度**の運営について」の規定は、租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第41条第4項に規定する場合、及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第93号）附則第28条第3項に規定する場合について準用する。